

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

「組織的犯罪処罰法」改正法案の廃止を求めます

わたしたち日本聖公会正義と平和委員会は、安倍政権が成立を押し進めようとしている「組織的犯罪処罰法」は、「共謀罪」を「テロ等準備罪」と呼び変えているだけで、実質的には「共謀罪」だということを確信しています。「テロ対策」のための立法でないことは明らかであり、わたしたち一人一人の内心の自由を脅かす憲法違反の法案であることから、法案の撤回・廃案を求めます。

政府は「国連越境組織犯罪防止条約」の批准のために必要と言っていますが、この条約は、マフィアや麻薬の密輸、人身売買などを繰り返している集団が行う経済犯罪に対処するためのものであって、「テロ対策」とは関係がありません。

また、「テロ対策」に必要な法律は、現行法で十分対処可能です。

「組織的犯罪処罰法」は、刑法の基本原則（犯罪の実行行為を処罰する）からも、日本国憲法（国家とは人間の尊厳を守り、国民の生命、自由、幸福の追及を守る）から見ても、全く問題があるといえます。

わたしたちは、「平和を実現する人は幸いである。その人たちは神の子と呼ばれる」（マタイによる福音書5章9節）とのみ言葉に生きる者です。戦争に反対する者として、憲法が保障する表現の自由が脅かされるようなこの法案には絶対反対です。

わたしたちは、「組織的犯罪処罰法」改正法案の撤回・廃案を求めます。

以上

2017年5月17日

日本聖公会	正義と平和員会	委員長	主教	上原榮正
		人権問題担当主教	主教	武藤謙一
		管区事務所総主事	司祭	矢萩新一
		宣教主事		谷川 誠